

P T A・青少年教育団体共済法及び同法施行規則に基づく申請書等の様式例

	様式名	該当条文	提出時期
様式第1	共済事業実施認可申請書	規則第3条	共済事業の認可申請時
様式第2	共済規程変更承認申請書	規則第9条	共済規程を変更するとき
様式第3	安全普及啓発活動等実施届	規則第20条	毎事業年度開始前
様式第4	安全普及啓発活動等事業計画（収支予算）変更届	規則第20条	変更後遅滞なく
様式第5	資金運用等許可申請書	規則第21条	資金運用前
様式第6	業務報告書	規則第28条	事業年度終了後三月以内
様式第7	業務報告書の提出遅延に係る事前承認申請書	規則第29条	事業年度終了後三月以内
様式第8	共済事業廃止承認申請書	規則第33条	共済事業を廃止するとき
様式第9	共済団体合併承認申請書	規則第35条	共済団体を吸収合併するとき
様式第10	共済団体合併承認申請書	規則第35条	共済団体を新設合併するとき
様式第11	共済事業開始届	規則第39条	事由発生後遅滞なく
様式第12	共済団体定款変更届	規則第39条	事由発生後遅滞なく
様式第13	共済団体理事（監事又は評議員）の就任（又は退任）届	規則第39条	事由発生後遅滞なく
様式第14	子法人に関する届	規則第39条	事由発生後遅滞なく
様式第15	子法人の商号（又は名称、主たる事務所の所在地もしくは主たる業務内容）変更（合併、又は業務の全部を廃止）届	規則第39条	事由発生後遅滞なく
様式第16	規則第3条第2項第13号に掲げる書面の変更届	規則第39条	事由発生後遅滞なく
様式第17	異常危険準備金の積立て（取崩し）届	規則第39条	事前に
様式第18	不祥事件発生届	規則第39条	事由発生後遅滞なく
様式第19	見舞金支給業務実施承認申請書	規則第40条	共済会計で見舞金等支給するとき
別添様式第1	事業報告書	規則第28条 規則第30条	事業年度終了後三月以内

（本様式例の位置づけ）

P T A・青少年教育団体共済法及び同法施行規則に基づく申請書等の様式例を作成した。

本様式については、申請者等に強制するものではなく、共済団体から提出される申請書等の内容について必要事項が記載されているものについては当該申請書を受理するものとし、共済団体に過度に事務負担をかけることのないよう留意する。

様式第1〔規則第3条関係〕

文部科学大臣

○ ○ ○ ○ 殿

行政庁（法第23条）を記入する。以降も同様。
例）文部科学大臣又は都道府県教育委員会

年 月 日

団体の名称

団体代表者氏名

㊦

共済事業実施認可申請書

P T A ・青少年教育団体共済法第3条の規定による共済事業実施の認可を受けたいので、同法第6条に定める共済規程及び同法施行規則第3条に定める必要書類を添えて申請します。

記

共済事業の名称

1 名称	
2 準備金の額	円
3 理事、監事の氏名	理事：○○ ○○ 監事：○○ ○○
4 主たる事務所及び従たる事務所の所在地	主たる事務所 従たる事務所

添付しなければならない書類

- 1 理由書
- 2 定款
- 3 一般社団法人等の登記事項証明書
- 4 共済事業及び法第10条第2項の規定により共済会計において行おうとする青少年の安全に関する普及啓発活動その他青少年の健康の保持増進に資する事業に係る三事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 5 前号に規定する事業計画書及び収支予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにする書面
- 6 第4号に規定する事業以外の事業に係る三事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 最終の貸借対照表、損益計算書、財産目録及び事業報告その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- 8 理事及び監事の履歴書
- 9 申請者が一般社団法人又は特定非営利活動法人である場合においてはその社員の名簿、申請者が一般財団法人である場合においてはその設立者の名簿並びに評議員の名簿及び履歴書
- 10 共済事業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況を記載した書面
- 11 申請者が子法人を有する場合には、次に掲げる書類
 - イ 当該子法人の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地を記載した書面
 - ロ 当該子法人の役員の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
 - ハ 当該子法人の業務の内容を記載した書面
 - ニ 当該子法人の最終の貸借対照表、損益計算書その他の当該子法人の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- 12 共済規程の設定を決議した社員総会又は評議員会の議事録又はその謄本
- 13 申請者が前条各号に規定する一般社団法人等である場合は、当該申請者が前条に規定するP T A等と密接な関係を有する一般社団法人等であることを証する書面
- 14 その他法第7条の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

(例) ・算出方法書の根拠となる資料

 - ・普通支払備金の額の根拠を示す資料
 - ・共済契約募集に関するチラシやパンフレットの案
 - ・共済契約や支払い等に関する様式集の案
 - ・契約者や被契約者数の推移及び共済金等支払実績の推移がわかる資料
 - ・業務の一部を委託する予定の場合の業務委託契約書及び予定する委託先の概要
 - ・登録免許税の領収証書（原本）

その他審査上の必要に応じて添付する。

様式第2〔規則第9条関係〕

年 月 日

文部科学大臣

○ ○ ○ ○ 殿

団体の住所

団体の名称

団体代表者氏名

㊟

共済規程変更承認申請書

P T A ・ 青少年教育団体共済法第6条第2項の規定による共済規程の変更の承認を受けたいので、同法施行規則第9条に定める必要書類を添えて申請します。

添付しなければならない書類

- 1 変更理由書
- 2 共済規程中の変更しようとする箇所を記載した書面
- 3 共済規程の変更を決議した社員総会又は評議員会の議事録又はその謄本（ただし、法第6条第5項に基づき、第6条第3号に掲げる事項に係る共済規程の変更は社員総会又は評議員会の決議を経ることを要しない旨の定款の定めがある場合において、当該事項に係る共済規程の変更に係る承認を受けようとするときは、当該定款）
- 4 共済規程の変更が事業計画又は収支予算に係るものであるときは、上記の書類のほか、当該変更後の事業計画書又は収支予算書

様式第3〔規則第20条関係〕

年 月 日

文部科学大臣

○ ○ ○ ○ 殿

団体の住所

団体の名称

団体代表者氏名

㊟

安全普及啓発活動等実施届

P T A ・ 青少年教育団体共済法施行規則第20条第2項に規定により、必要書類を添えて共済会計において行う青少年の安全に関する普及啓発活動等の実施を届け出ます。

添付しなければならない事項

- 1 実施しようとする安全普及啓発活動等に係る事業計画書及び収支予算書
- 2 最近の事業年度における業務報告書

様式第4〔規則第20条関係〕

年 月 日

文部科学大臣

○ ○ ○ ○ 殿

団体の住所

団体の名称

団体代表者氏名

㊤

安全普及啓発活動等事業計画書（収支予算書）変更届

P T A ・青少年教育団体共済法施行規則第20条第3項の規定により、必要書類を添えて共済会計において行う青少年の安全に関する普及啓発活動等の事業計画書（収支予算書）の変更を届け出ます。

例

- ・事業計画（収支予算）変更理由書
- ・変更後の安全普及啓発活動等に係る事業計画書（収支予算書）
- ・事業計画書（収支計算書）の変更箇所が一覧できる新旧対照表

様式第5〔規則第21条関係〕

年 月 日

文部科学大臣

○ ○ ○ ○ 殿

団体の住所

団体の名称

団体代表者氏名

㊤

資金運用等許可申請書

P T A ・青少年教育団体共済法施行規則第21条の規定による資金運用等の許可を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

添付しなければならない書類

- 1 理由書
- 2 定款
- 3 共済規程
- 4 最近の事業年度における業務報告書
- 5 当該資金を必要とする事業に係る事業計画書及び収支予算書
- 6 当該資金の償還計画書

年 月 日

文部科学大臣

○ ○ ○ ○ 殿

団体の住所

団体の名称

団体代表者氏名

㊤

平成 年度業務報告書

PTA・青少年教育団体共済法第14条の規定により、同法施行規則第28条に定める必要書類を添えて業務報告書を提出します。

業務報告書に添付しなければならない書類

- 1 事業報告書
- 2 貸借対照表
- 3 損益計算書
- 4 財産目録
- 5 上記に係る附属明細書
- 6 PTA・青少年教育団体共済監査報告書（純資産額が一億円を超える共済団体の場合）

・上記1～5の作成にあたっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第27条及び第29条から第33条の規定に留意する。

・上記6のPTA・青少年教育団体共済監査報告書及び上記2～5の財務諸表については、平成23年10月17日付け事務連絡「PTA・青少年教育団体共済法により公認会計士又は監査法人が行うこととされているPTA・青少年教育団体共済監査について（情報提供）」を参照のこと。

様式第7〔規則第29条関係〕

年 月 日

文部科学大臣

○ ○ ○ ○ 殿

団体の住所

団体の名称

団体代表者氏名

㊟

業務報告書の提出延期に係る承認申請書

P T A ・青少年教育団体共済法施行規則第29条第3項の規定による業務報告書の提出延期に係る承認を受けたいので、別紙の理由書を添えて申請します。

様式第8〔規則第33条関係〕

年 月 日

文部科学大臣

○ ○ ○ ○ 殿

団体の住所

団体の名称

団体代表者氏名

㊟

共済事業廃止承認申請書

P T A ・青少年教育団体共済法第15条の規定による共済事業廃止の承認を受けたいので、同法施行規則第33条に定める必要書類を添えて申請します。

添付しなければならない書類

- 1 理由書
- 2 共済事業の廃止を決議した社員総会若しくは評議員会の議事録又はその謄本
- 3 最終の貸借対照表
- 4 当該共済団体が実施する共済事業の共済契約（規則第34条第2項各号に規定する共済契約を除く。）がないことを証する書面
- 5 当該共済団体が実施する共済事業の規則第34条第2項各号に規定する共済契約があるときは、当該共済契約の処理方針を記載した書面
- 6 共済会計における剰余金の使途を記載した書面
- 7 その他法第15条の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

文部科学大臣

○ ○ ○ ○ 殿

合併後存続する団体の住所及び
名称並びにその団体を代表する
理事の氏名 ⑩

合併によって消滅する団体の住
所及び名称並びにその団体を代
表する理事の氏名 ⑩

共済団体合併承認申請書

P T A ・ 青少年教育団体共済法第16条の規定による共済団体の合併の承認を受けたいので、同法施行規則第35条第1項第1号に定める必要書類を添えて申請します。

添付しなければならない書類

- 1 理由書
- 2 合併契約の内容を記載した書面
- 3 当事者である共済団体の合併を決議した社員総会若しくは評議員会の議事録又はその謄本その他の必要な手続があったことを証する書面
- 4 各当事者の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書
- 5 当事者である共済団体を実施する共済事業の共済契約について、その種類ごとに共済契約者の数、共済契約の件数及び共済金額の合計金額並びに責任準備金の額を記載した書面
- 6 合併後存続する共済団体又は合併により設立される共済団体の定款の案
- 7 合併後存続する共済団体又は合併により設立される共済団体の事業計画書
- 8 合併後存続する共済団体又は合併により設立される共済団体の合併後における収支の見込みを記載した書面
- 9 合併費用を記載した書面
- 10 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第248条第2項若しくは第252条第2項又は特定非営利活動促進法第35条第2項の規定による公告又は催告をしたこと及び異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面
- 11 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第249条第2項の規定による公告をしたときは、これを証する書面
- 12 各当事者の従前の定款
- 13 合併に際して就任する理事、監事又は評議員があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の履歴書
- 14 合併後存続する共済団体又は合併により設立される共済団体が子法人を有する場合には、当該子法人の収支の見込みを記載した書面
- 15 その他法第16条の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

承認申請書は、共済団体を全部の当事者とする合併の場合にあっては、当事者である共済団体の連名で提出しなければならない。

文部科学大臣

○ ○ ○ ○ 殿

合併によって設立しようとする
団体の住所及び名称
合併によって消滅する団体の住
所及び名称並びにその団体から
選任された設立委員の住所及び
氏名

㊦

共済団体合併承認申請書

P T A ・ 青少年教育団体共済法第 1 6 条の規定による共済団体の合併の承認を受けたいので、同法施行規則第 3 5 条第 1 項第 2 号に定める必要書類を添えて申請します。

添付しなければならない書類

- 1 理由書
- 2 合併契約の内容を記載した書面
- 3 当事者である共済団体の合併を決議した社員総会若しくは評議員会の議事録又はその謄本その他の必要な手続があったことを証する書面
- 4 各当事者の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書
- 5 合併費用を記載した書面
- 6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 248 条第 2 項又は第 258 条第 2 項の規定による公告又は催告をしたこと及び異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面
- 7 当事者である共済団体が実施する共済事業の共済契約（次条第 3 項に規定する共済契約を除く。）がないことを証する書面
- 8 当事者である共済団体が実施する共済事業の次条第 3 項に規定する共済契約があるときは、当該共済契約の処理方針を記載した書面
- 9 各当事者の従前の定款
- 10 その他法第 16 条の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

承認申請書は、共済団体を全部の当事者とする合併の場合にあつては、当事者である共済団体の連名で提出しなければならない。

様式第11〔規則第39条第1項第1号関係〕

年 月 日

文部科学大臣

○ ○ ○ ○ 殿

団体の住所

団体の名称

団体代表者氏名

㊤

共済事業開始届

P T A ・青少年教育団体共済法施行規則第39条第1項第1号の規定により、同法施行規則第39条第2項に定める必要書類を添えて、平成〇年〇月〇日に共済事業を開始したことを届け出ます。

例

- ・共済事業に関するチラシ、
- ・事業開始を決議した社員総会や理事会などの議事録又はその謄本

様式第12〔規則第39条第1項第2号関係〕

年 月 日

文部科学大臣

○ ○ ○ ○ 殿

団体の住所

団体の名称

団体代表者氏名

㊤

定款変更届

P T A ・青少年教育団体共済法施行規則第39条第1項第2号の規定により、同法施行規則第39条第2項に定める必要書類を添えて、当法人の定款変更を届け出ます。

例

- ・新定款
- ・新旧対照表
- ・変更理由書
- ・変更を決議した社員総会又は評議員会の議事録又はその謄本

年 月 日

文部科学大臣

○ ○ ○ ○ 殿

団体の住所

団体の名称

団体代表者氏名

㊟

理事（監事又は評議員）の就任（又は退任）届

P T A ・ 青少年教育団体共済法施行規則第39条第1項第3号の規定により、同法施行規則第39条第2項に定める必要書類を添えて、理事（監事又は評議員）の就任（又は退任）を届け出ます。

例

- ・理由書
- ・登記事項証明書
- ・理事の履歴書（経歴及び賞罰欄に「罰なし」と記載していることを確認する。）
- ・役割分担（担当する業務、コンプライアンス、リスク管理、事務責任者等の分担等）が明記された役員名簿
- ・理事を選任した社員総会や評議員会の議事録等

※ 監事、評議員の就任又は退任についても同様

※ 理由書への記載例

- (1) 就任 ○名
氏名○○○○（新任・再任）
- (2) 退任 ○名
氏名○○○○（任期満了のため・辞任・病気等の退任理由）
- (3) 就任理事の任期
平成○年○月○日～平成○年○月○日
- (4) 現在の理事数

様式第14〔規則第39条第1項第4号、第5号関係〕

年 月 日

文部科学大臣

○ ○ ○ ○ 殿

団体の住所

団体の名称

団体代表者氏名

㊤

子法人に関する届

P T A ・ 青少年教育団体共済法施行規則第39条第1項第4号（第5号）の規定により、同法施行規則第39条第2項に定める必要書類を添えて、子法人を新たに有することになったこと（子法人が子法人でなくなったこと）を届け出ます。

例

- ・当該子法人の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地を記載した書面（登記事項証明書など）
- ・当該子法人の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
- ・当該子法人の業務の内容を記載した書面
- ・当該子法人の最終の貸借対照表、損益計算書その他の当該子法人の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

様式第15〔規則第39条第1項第6号関係〕

年 月 日

文部科学大臣

○ ○ ○ ○ 殿

団体の住所

団体の名称

団体代表者氏名

㊤

子法人の商号（又は名称、主たる事務所の所在地若しくは主な業務の内容）
変更（合併、又は業務の全部を廃止）届

P T A ・ 青少年教育団体共済法施行規則第39条第1項第6号の規定により、同法施行規則第39条第2項に定める必要書類を添えて、子法人の商号（又は名称、主たる事務所の所在地若しくは主な業務の内容）変更（合併、又は業務の全部を廃止）を届け出ます。

例

- ・当該子法人の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地を記載した書面（登記事項証明書など）
- ・当該子法人の業務の内容を記載した書面

様式第16〔規則第39条第1項第7号関係〕

年 月 日

文部科学大臣

○ ○ ○ ○ 殿

団体の住所

団体の名称

団体代表者氏名

㊟

PTA・青少年教育団体共済法施行規則第3条第2項第13号に掲げる書面の変更届

PTA・青少年教育団体共済法施行規則第39条第1項第7号の規定により、同法施行規則第39条第2項に定める必要書類を添えて、同法施行規則第3条第2項第13号に掲げる書面の変更を届け出ます。

例

・ 施行規則第3条第2項第13号に掲げる書面に変更があったことを証する書面

様式第17〔規則第39条第1項第8号関係〕

年 月 日

文部科学大臣

○ ○ ○ ○ 殿

団体の住所

団体の名称

団体代表者氏名

㊟

異常危険準備金の積立て（取崩し）届

PTA・青少年教育団体共済法施行規則第39条第1項第8号の規定により、同法施行規則第39条第2項に定める必要書類を添えて、異常危険準備金について同法施行規則第25条第2項に規定する文部科学大臣が定める積立て（取崩し）に関する基準によらない積立て（取崩し）を行うことを届け出ます。

例

・ 理由書
・ 業務報告書
・ 異常危険準備金の積立て額（取崩し額）やその算出方法を記載した書面
・ その他業務又は財産の状況を知ることができる書類

年 月 日

文部科学大臣

○ ○ ○ ○ 殿

団体の住所

団体の名称

団体代表者氏名

㊟

不祥事件発生届

P T A ・ 青少年教育団体共済法施行規則第39条第1項第9号の規定により、共済団体（及び共済団体の子法人）において不祥事件が発生したことを下記のとおり届け出ます。

記

事件の発生を知った日	平成 年 月 日 ()
事故発生事務所等	
事故者の氏名等	氏名： 役職名： 勤務年数：
法令違反の該当規定（法令に違反しない場合は理由）	
不祥事件の発生期間	平成 年 月 日 () ～ 平成 年 月 日 ()
事故金額（うち実損見込み）	千円 (千円)
発覚の端緒 （日付を含めて詳細に記載）	
事故の概要	
事故の調査・解明の状況	
事後措置	
事故発生原因の 分析・問題認識等	
再発防止策	
処分の内容	
備考	

(注)

- ・その他参考となるべき事項を記載した書類がある場合は添付すること。
- ・事故の詳細が判明しない場合や処分内容が決定しない等、後日、やむを得ず届出書の追完をする場合は、備考欄に当該事故について最初に届け出た日付を記載すること。

文部科学大臣

○ ○ ○ ○ 殿

団体の住所

団体の名称

団体代表者氏名

㊤

見舞金等支給業務実施承認申請書

P T A ・青少年教育団体共済法施行規則第40条第1項の規定による同法第3条の認可を受ける前に行われていた見舞金等支給業務における契約に基づき発生した見舞金等について共済会計において経理を行うことの承認を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

添付しなければならない書類

- ・理由書
- ・申請者（他の者）が見舞金等支給業務を行っていたことを証する書面
- ・最終の貸借対照表及び損益計算書
- ・その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書面
- ・見舞金等を交付することとなる人数の見込み及び当該見舞金等の額の合計額の見込み、
- ・当該見舞金等を支払うために積み立てている金額並びにそれらの算出方法を記載した書面
- ・見舞金等の給付対象者の範囲、給付事由となる災害の種類及び給付事由ごとに支払うべきことが定められている見舞金等の額を記載した書面
- ・その他前項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

(注意)

共済団体が、P T A ・青少年教育団体共済法施行規則第40条の認可を受け、法3条の認可を受ける前に行われていた見舞金等支給業務における契約に基づき発生した見舞金等の支払を共済会計で行うにあたっては、当該団体が公益法人改革に伴う法人移行の登記をした際は、登記後遅滞なく所轄の財務局へ特定保険業の届出を行う必要がありますのでご留意ください。

なお、登記後遅滞なく所轄の財務局へ特定保険業の届出を行った際は、届出書の写しを文部科学大臣宛にご提出頂きます。

詳細は、平成23年10月25日付け事務連絡「P T A ・青少年教育団体共済法に関するFAQ

(VOL. 7) の送付(情報提供)」P29～P31をご参照ください。

平成 年度事業報告書

- I 共済事業等（共済事業及び安全普及啓発活動等）に係る事業活動の概況に関する事項
 i 当該事業年度の末日における事業活動の内容、年度における事業の経過及びその成果
 ①共済事業

契約者数や被共済者数などの現況及び推移、災害の発生状況や共済金の支払状況などについて記載する。契約者及び被共済者数については、途中加入・脱退を勘案した年度末時点の数を記入し、共済金の支払状況については、当年度事故発生分と、過年度事故発生分を区別して記載する。収入危険共済掛金の算出のために途中加入・脱退を明記するとなおよい。

「契約者等の推移」の記載例

年度	契約者数	被共済者数	備考
xx 年度			
xx 年度			
⋮	⋮	⋮	⋮

「共済金の支払状況」の記載例

年度	区分	件数	金額	備考
xx 年度発生分	死亡	x	x,xxx,xxx	
	後遺傷害	x	x,xxx,xxx	
	疾病・傷害	x	x,xxx,xxx	
xx 年度発生分	死亡	x	x,xxx,xxx	
	後遺傷害	x	x,xxx,xxx	
	疾病・傷害	x	x,xxx,xxx	
xx 年度発生分	死亡	x	x,xxx,xxx	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
合計	死亡	x	x,xxx,xxx	
	後遺傷害	x	x,xxx,xxx	
	疾病・傷害	x	x,xxx,xxx	

※当年度に支払った共済金の発生年度別の内訳と合計を記載する。

②安全普及啓発活動等

実施した事業ごとに、目的、内容、日時、場所、対象、参加人数、成果などについて記載する。

ii 当該事業年度における資金の借入れその他の資金調達

借入金、他会計から共済会計からの繰入、年度途中での掛金の追徴その他の資金調達が
あった場合など、その概要について記載する。

iii 他の法人との業務上の提携

業務上の提携、合併、再保険・再共済を行った場合など、その概要について記載する。

iv 共済会計における直前3事業年度の財産及び損益の状況

(記載上の注意)

「共済会計」とは、共済掛金を収入として、共済金やその他経費の支出をしている事業を総称しているものです。例えば、会計区分が、「共済事業会計」と「安全普及啓発事業」等複数の会計区分で構成される場合は、それらを併せたものを「共済会計」といいます。

下記の「①財産の状況」及び「②損益の状況」に記載する金額は、それらの合計額（共済会として合計される額）となります。

①財産の状況

(単位：千円)

項目	年 月 日現在	年 月 日現在	年 月 日現在
流動資産			
固定資産			
資産合計			
負債合計			
正味財産（純資産）			
準備金			

(記載上の注意)

- (1) 当該事業年度の末日において3事業年度が終了していない共済団体にあつては、成立後の各事業年度の状況を記載する。
- (2) 必要に応じ、財産の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

②損益の状況

(単位：千円)

項目	年度（前々々期）	年度（前々期）	年度（前期）
経常収益計			
うち共済掛金			
経常費用計			
事業費			
うち共済金			
管理費※			
当期経常増減額			
正味一般正味財産増減額			

(記載上の注意)

- (1) 当該事業年度の末日において3事業年度が終了していない共済団体にあつては、成立後の各事業年度の状況を記載する。
- (2) 「共済掛金」欄は、収入した共済掛金の総額を記載すること。
- (3) 「共済金」欄は、支出した共済金の総額を記載すること。

- (4) 管理費を「法人会計」で処理している場合は、本項目不要。
- (5) 必要に応じ、損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

③当期の準備金等の積立て

- ・危険収入共済掛金額（純掛金の総額）

途中加入の入金、途中脱退の場合の返金等も勘案し、年度中に収入した純掛金を記載する。

例) 当初加入者の純掛金+途中加入者から収入した純掛金-途中脱退者に返還した純掛金

※ 収入危険共済掛金の算出方法の考え方について（平成27年2月22日事務連絡）に示す方法によって算出している場合は、その旨を明記する。

- ・責任準備金の積立て所要額

計算式・計算過程を記入する。

例) 危険収入共済掛金 XX,XXX,XXX×50/1000=X,XXX,XXX

- ・普通支払備金

当年度事故発生分と、過年度事故発生分を区別して記載する。

例) 平成 XX 年度 X,XXX,XXX
 平成 XX 年度 X,XXX,XXX
 平成 XX 年度 X,XXX,XXX

- ・既発生未報告支払備金（IBNR備金）

計算式・計算過程を記入する。

例) $\{ \text{前期末 IBNR 備金} \times (\text{当期共済金支払総額} \div (\text{当期共済金支払総額} + \text{当期末普通支払備金})) \div (\text{前期末共済金支払総額} \div (\text{前期末共済金支払総額} + \text{前期末普通支払備金})) \} +$

$\{ \text{前々期末 IBNR 備金} \times (\text{当期共済金支払総額} \div (\text{当期共済金支払総額} + \text{当期末普通支払備金})) \div (\text{前々期末共済金支払総額} \div (\text{前々期末共済金支払総額} + \text{前々期末普通支払備金})) \}$

$\div 2$

$= \{ (XX,XXX,XXX \text{ 円} \times (XX,XXX,XXX \div (XX,XXX,XXX \text{ 円} + XX,XXX,XXX \text{ 円}))) \div (XX,XXX,XXX \text{ 円} + XX,XXX,XXX \text{ 円}) \} +$

$\{ (XX,XXX,XXX \text{ 円} \times (XX,XXX,XXX \div (XX,XXX,XXX \text{ 円} + XX,XXX,XXX \text{ 円}))) \div (XX,XXX,XXX \text{ 円} + XX,XXX,XXX \text{ 円}) \} \div 2$

$= (XX,XXX,XXX \text{ 円} + XX,XXX,XXX \text{ 円}) \div 2$

$= XX,XXX,XXX \text{ 円}$

※事業開始後4年を経過した場合は、文部科学省告示第175号第5条に基づき算出したと記載して算出に使った「既発生未報告支払備金積立額算出ツール」を添付することも可。

・準備金

計算式・計算過程を記入する。剰余金が発生せず、準備金の積立てができない場合はその旨明記する。

例) 共済事業の当期剰余金 (当期正味財産増減額) $XX,XXX,XXX \times 1/5 = X,XXX,XXX$

v 償還計画書に基づき行う償還の状況

- ・法第11条の許可に係る許可日等

許可日：

文書番号：

- ・共済会計から〇〇会計（共済事業以外の事業に係る会計）に運用した資金の当初の金額：

〇〇, 〇〇〇千円

- ・現在の残高：〇〇, 〇〇〇千円（償還済額：〇〇, 〇〇〇千円）

- ・償還期間：〇年（平成〇〇年度から平成〇〇年度まで）

(単位：千円)

項目	年度	年度	年度	年度	年度
償還計画額					
実績額					

vi 対処すべき重要な課題

①現状

②課題

③今後の対応

- ・事業計画や運動方針、直近事業年度中において認識した重要な課題
- ・監事監査、内部監査、共済監査での指摘事項
- ・法第18条に基づく立入検査において指摘を受けた項目
- ・利用者などに影響を及ぼす重大な不祥事件や苦情事案の発生及び対応状況
- ・規則第39条第5項第3号に該当する共済団体の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為（保険業法違反や少額現金等の紛失や盗難など）等について、項目を掲げて記載する。

vii その他共済団体の現況に関する重要な事項

- ・内部規則等の制定・改廃の状況
- ・役職員に対する教育・研修等（内部・外部・文科省）の実施状況
- ・コンプライアンス・個人情報管理・リスク管理等に関する取組状況等を記載する。
- ・委託業務の概要、委託先名、委託した業務の実施状況の検証及び監督の状況

II 運営組織の状況に関する事項

i 共済事業等に係る社員総会又は評議員会の開催状況に関する事項

イ 定時社員総会（又は定時評議員会）

開催日時／場所	年 月 日／〇〇〇〇
総社員数（又は評議員数）／定足数	／
出席社員数（又は出席評議員数）：〇名 （実際に出席した社員数（又は評議員数）：〇名、代理人：〇名、書面：〇名）	
重要な事項の議決状況	
議題及び報告事項	議決状況
・〇〇に関する事項	承認（賛成〇名、反対〇名）
・〇〇に関する事項	
・	

ロ 臨時社員総会（又は臨時評議員会）

開催日時／場所	年 月 日／〇〇〇〇
総社員数（又は評議員数）／定足数	／
出席社員数（又は出席評議員数）：〇名 （実際に出席した社員数（又は評議員数）：〇名、代理人：〇名、書面：〇名）	
重要な事項の議決状況	
議題及び報告事項	議決状況
・〇〇に関する事項	承認（賛成〇名、反対〇名）
・〇〇に関する事項	

（記載上の注意）

- ・ 評議員会については、「代理人」及び「書面」欄に記載することはないため、「－」とすること。
- ・ 本項目の記載の対象は社員総会と評議員会であるが、共済事業及び安全普及啓発活動等に関して重要な事項の議決があったときは、それまでの経過を確認するため、別途理事会や各種委員会の開催状況を報告してもらう場合もある。

ii 役員に関する事項

イ 在任している役員

氏名	地位（役職）	担当	就任 年月日	任期満了 年月日	重要な兼職 の状況

（記載上の注意）

「重要な兼職の状況」は、当該役員が共済団体以外の他法人等の代表者その他これに類する者（役員など）であるときにその事実を記載する。ただし、共済団体の会員である所属団体における役職は除く。また、役員の中で、保険や共済を業としているもの、あるいは保険会社等に勤務しているものについては明記する。

ロ 辞任した役員

氏名	地位（役職）	担当	在任期間	辞任の理由

iii 共済事業等に係る職員の状況

（単位：人）

区分	前期末	当期増加	当期減少	当期末
常勤役員				
正職員				
その他 ()				
合計				

（記載上の注意）

- （1）職員は、職員兼役員及び常勤嘱託（正職員に準ずる身分（労働条件）で、概ね1年以上継続して雇用している者）を含み、臨時的又は季節的雇用者を除いた在籍者について記載すること。
- （2）当期末退職者数は、「当期減少」欄に含めて記載すること。
- （3）「当期増加」及び「当期減少」は相殺せずに、それぞれ総数で記載すること。

iv 共済事業等に係る業務の運営の組織に関する事項

イ 共済団体の組織図

組織全体及び共済事業を所管する部署が明確に認識できるように記載する。

ロ 共済団体と密接な協力関係にある団体員が構成する組織の概要

組織の名称	組織の目的と活動（事業）概要
例) 〇〇県PTA連合会	児童生徒等の・・・

(記載上の注意)

共済団体の会員が構成する組織について記載する。ただし、会員の母体組織を除く。

v 主たる事業所及び従たる事業所の所在地

vi 子法人の状況に関する事項（子法人が無い場合は記載不要）

イ 子法人の商号又は名称

ロ 役員

氏名又は名称	役職名

ハ 主たる営業所又は事業所の所在地

ニ 最終の貸借対照表及び損益計算書

直近の貸借対照表及び損益計算書を添付する。

ホ その他子法人の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

当該子法人の直近の貸借対照表及び損益計算書を添付する。

ヘ 共済団体の保有する議決権の比率

ト 子法人の概況

vii その他の共済事業等に係る運営組織の状況に関する重要な事項

※規則第30条に記載されている事項を満たしている場合は、本様式によらないことも可。